

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

埼玉県立学校職員服務規程の一部改正について（通知）

「埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則（平成 2 3 年埼玉県教育委員会規則第 1 7 号）」が平成 2 3 年 3 月 2 9 日に公布され、別紙のとおり平成 2 3 年 4 月 1 日から施行されることになりました。改正の概要は下記のとおりです。

つきましては、事務の取扱いを適切に処理するようお願いします。

なお、職員の修学部分休業に関する条例及び職員の自己啓発等休業に関する条例も参考を送付します。

記

1 改正の概要

- （1）学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴う規定の整備

ア 職員が、病気休暇を受けようとするときは、病気休暇簿をもって校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ願い出ることとした。

（第 1 0 条第 3 項関係）

イ 職員が連続して 8 日以上病気休暇を受けようとするとき、又は受けようとする病気休暇の期間の初日前一月間に通算 5 日以上病気休暇を使用しているときは、前項による願い出の際、医師の証明書等を添えることとした。（第 1 0 条第 4 項関係）

- （2）職員の修学部分休業に関する条例の制定に伴う規定の整備（第 1 7 条の 7 ～第 1 7 条の 9）

職員の修学部分休業に関する条例が制定されたことに伴い、承認申請等に関する規定を整備し、様式を追加した。

- （3）職員の自己啓発等休業に関する条例の制定に伴う規定の整備（第 1 7 条の 1 0、第 1 7 条の 1 1）

職員の自己啓発等休業に関する条例が制定されたことに伴い、承認申請等に関する規定を整備し、様式を追加した。

- （4）その他規定の整備

2 施行期日

平成 2 3 年 4 月 1 日